

公益財団法人桶川市施設管理公社役員等の報酬及び費用に関する規程

改正 平成25年 4月 1日規程第 3号
平成25年 5月24日規程第 9号
平成25年 6月28日規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人桶川市施設管理公社（以下「公社」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用の支給の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条第1項に定める者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長の報酬は、日額とし、その額は別表2のとおりとする。
- 3 常勤役員の報酬は、月額とし、その額は別表1のとおりとする。
- 4 非常勤役員等の報酬は理事会、監査及び評議員会のほか、役員等の職務として出席するものについてその都度日額とする。
- 5 非常勤役員等の報酬等は、別表第2に定めるところによる。
- 6 役員等には報酬及び費用以外は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、職員給与規程の例による。

- 2 非常勤役員等にあつては、理事会、監査及び評議員会出席等の都度支払うものとする。

(費用)

第5条 公社は役員等が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。

また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 費用の額は、別表第3により実費相当額において支給する。

(公表)

第6条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第9号)

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、第3条第3項に規定する常勤役員の報酬月額を支給に当たっては、報酬月額から、100分の6.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則 (平成25年規程第12号)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役 職 名	額
専務理事	月額 250,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役 職 名	額
(1) 理事	日額 6,000円
(2) 監事	日額 6,000円
(3) 評議員	日額 6,000円

別表3 費用の額

区 分	額
(1) 役員等の出張等に係る費用	職員旅費規程を準用
(2) その他	日額1,300円(桶川市内に在住している場合は、700円)ただし、常勤役員には支給しない。